

農地中間管理機構を利用した農地の貸借について

- ①貸し主様、借り主様がそれぞれ調査票を記入し、担当の農地銀行推進員にご提出ください。農地銀行推進員は内容の確認後、「農地貸借の仲介に関する確認書」に署名捺印し、下記提出先まで書類をご提出ください。

(提出先)

〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1
甲府市農業委員会事務局 振興係

※各公民館経由でも提出可能です。

【注意】 記入漏れがあると手続きが出来ません！！

必ず記入漏れがないことを確認してください。

- ②記入された内容をもとに、農業委員会事務局が農地中間管理機構に提出するための書類を作成します。農業委員会事務局から作成した書類を貸し主様、借り主様それぞれに送りますので、書類が届いたら印鑑登録証明書を取得し、書類に実印を押印し返信用封筒で返送してください。

※印鑑登録証明書は期限がありますので、書類が届いてから取得してください。

- ③手続きが全て完了したら、貸し主様には甲府市農業委員会事務局から、借り主様には山梨県農業振興公社（農地中間管理機構）から通知します。なお、借り主様への通知は貸し主様への通知から1か月ほど遅れて届きますのでご了承ください。